

市営住宅等の一時使用にあたっての重要事項説明書

高松市都市整備局市営住宅課

1 使用許可の当事者

(1) 使用許可を受ける者

住所

氏名

(2) 使用許可者

住所 高松市番町一丁目8番15号

氏名 高松市

高松市長 大西 秀人

2 使用許可物件

(1) 所在

(2) 種類、構造及び数量

建物 住宅建

造

団地 棟 号

m²

3 使用目的

令和6年能登半島地震により自ら居住する住宅に被害を受けた者に対する緊急避難措置としての一時使用

4 使用許可期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 使用料

月額 円

6 使用許可条件

- (1) あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。
- (2) 他の者（あらかじめ届出をした同居人を除く。）に使用させ、又は担保に供しないこと。
- (3) 使用許可期間満了日に使用物件を原状に回復して返還すること。
- (4) 市は、使用許可の取消しによって生じた損失を補償しない。
- (5) 使用者は、使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。
- (6) 使用料は、納入通知書で毎月末（月の途中で明け渡した日）までにその月分を納入すること。
- (7) 市営住宅を退去する場合は、住宅を明け渡す日の10日前までに、「市営住宅明

渡届」を提出すること。

- (8) 高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則ほか関係規程を遵守すること。

7 その他

- (1) 共益費等の負担が必要となる。
- (2) 市営住宅ではペット（犬、猫等）を飼うことはできない。
- (3) 退去にあたって、入居者の故意又は過失による住宅等の損傷等があった場合は、入居者の負担において修繕すること。
- (4) 荷物を搬出してから後、入居者立会の上市の退去検査基準に基づく退去検査を受けること。
- (5) 入居者自身が設置した設備（湯沸し等）の撤去、住宅の掃除等は、退去時に必ず行うこと。
- (6) 入居者自ら原状回復（修繕・撤去等）ができない場合は、市が算定する見積り金額を請求するものとし、入居者はこれを指定納入期限までに納入すること。

同意書

私は、市営住宅を一時使用するにあたり、一時使用に係る重要事項説明書の十分な説明及び文書の交付を受け、その内容について理解しました。

令和 年 月 日

住所

氏名 _____ 印

(自署の場合は不要)